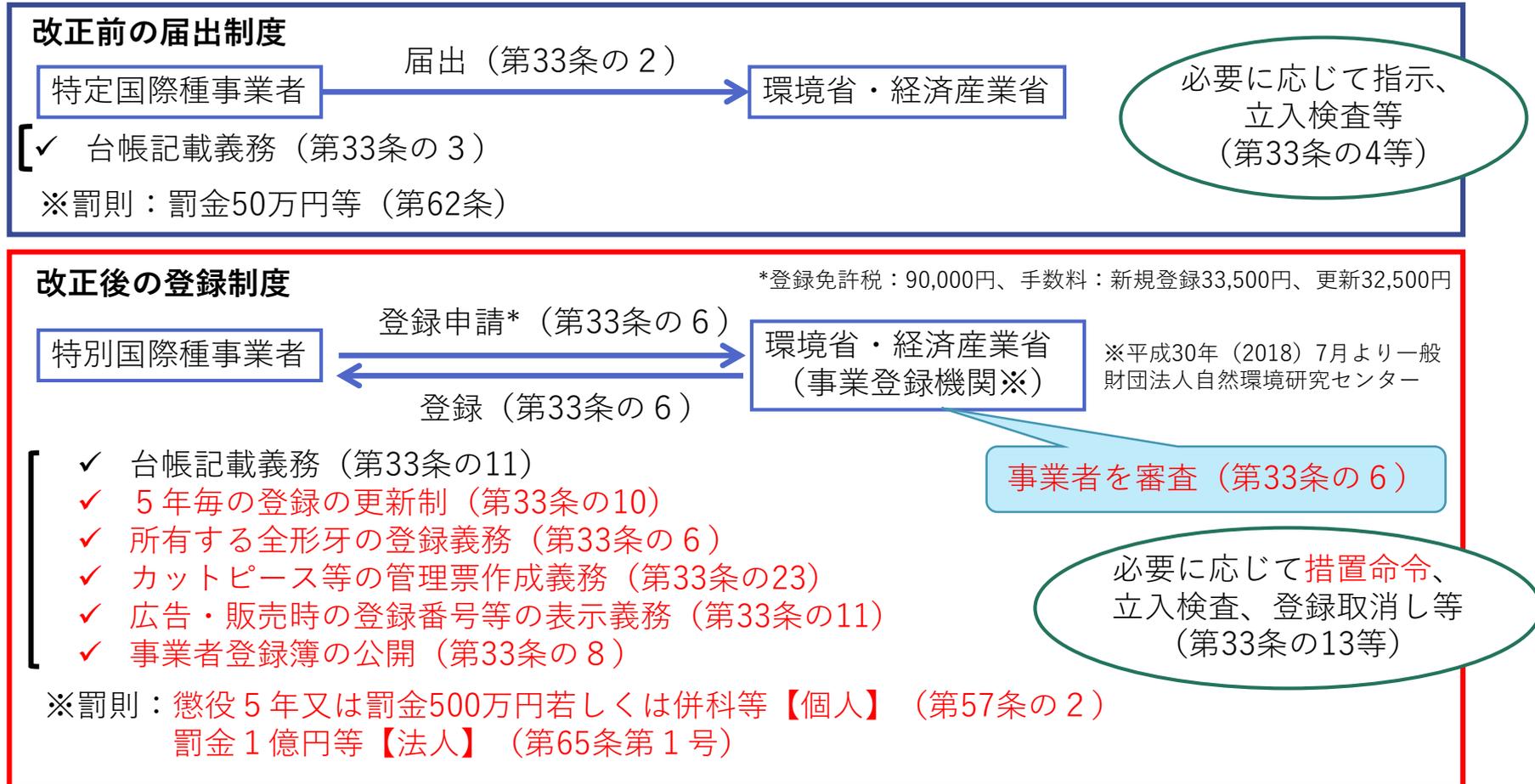


# 第5回 象牙取引規制に関する有識者会議 環境省 資料

## 種の保存法改正等による取引の厳格化について

# 種の保存法改正等による取引の厳格化について

象牙の国内市場の適正な管理の推進のため、象牙のカットピースや製品を扱う事業者は届出制から登録制へ、種の保存法の改正（平成30（2018）年6月施行）



- 象牙在庫把握キャンペーンの実施 平成29（2017）年8月～令和元（2019）年6月。
- 全形を保持した象牙の登録審査方法の厳格化開始 令和元（2019）年7月～  
 個体等登録を希望する全形牙の審査は、規制適用日以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」に加え、「第三者の証言を裏付ける補強（全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類）」を求めることに変更。